

105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
（薬剤師が行う場合） 麻薬管理指導加算	沈痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	☐ 実施	
（薬剤師が行う場合） 医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅の利用者に対する、投与及び保管の状況、副作用等の使用に関する必要な薬学的管理指導	☐ 実施	
（薬剤師が行う場合） 在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対する、投与及び保管の状況、配合変化の有無の確認等、使用に関する必要な薬学的管理指導	☐ 実施	